			算式 0.51 ≦ (E／e) のとき　(E／e)／0.51 0.41 ≦ (E／e) < 0.51 のとき　((E／e) − 0.41)／0.10 (E／e) < 0.41 のとき　0
			［略］
			［28・29　略］
			30　十万人当たり病床数は、当該市町村の区域内のすべての病院に係る平成二十七年十月一日現在の「医療施設調査」の「許可病床数」の表側「一般病床」及び「療養病床」の欄の数値を合算した数からハンセン病の病床数を控除した数を合計した数を当該市町村の人口で除して十万を乗じて得た数（小数点以下第一位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。
			31　医療圏十万人当たり病床数は、当該市町村の主たる区域を含む第二次医療圏の区域内のすべての病院に係る平成二十七年十月一日現在の「医療施設調査」の「許可病床数」の表側「一般病床」及び「療養病床」の欄の数値を合算した数からハンセン病の病床数を控除した数を合計した数を当該医療圏内の市町村の人口の合計数で除して十万を乗じて得た数（小数点以下第一位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。
十　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ及び算式ウにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 ［略］ 算式イ (B × 3.110 + C × 6.652) ／ A 算式イの符号 A　測定単位の数値	

			算式 0.49 ≦ (E／e) のとき　(E／e)／0.49 0.39 ≦ (E／e) < 0.49 のとき　((E／e) − 0.39)／0.10 (E／e) < 0.39 のとき　0
			［同左］
			［28・29　同上］
			30　十万人当たり病床数は、当該市町村の区域内のすべての病院に係る平成二十六年十月一日現在の「医療施設調査」の「許可病床数」の表側「一般病床」及び「療養病床」の欄の数値を合算した数からハンセン病の病床数を控除した数を合計した数を当該市町村の人口で除して十万を乗じて得た数（小数点以下第一位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。
			31　医療圏十万人当たり病床数は、当該市町村の主たる区域を含む第二次医療圏の区域内のすべての病院に係る平成二十六年十月一日現在の「医療施設調査」の「許可病床数」の表側「一般病床」及び「療養病床」の欄の数値を合算した数からハンセン病の病床数を控除した数を合計した数を当該医療圏内の市町村の人口の合計数で除して十万を乗じて得た数（小数点以下第一位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。
十　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ及び算式ウにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 ［同左］ 算式イ (B × 2.958 + C × 5.800) ／ A 算式イの符号 A　測定単位の数値	